

参考資料 ※一部抜粋

古河市社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月22日

本ガイドラインは、スポーツ庁社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日）及び国、県、市の新型コロナウイルス感染症対策本部の基本方針に則り作成している。

1 施設の再開に当たっての基本的考え方

感染の拡大防止のため特に注意すべきは集団感染（クラスター）であるとの視点から、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請、三つの「密」を徹底的に避けることなどの基本的な感染防止対策の徹底を行うことを前提として、施設を再開する。

2 利用者に求める感染拡大防止のための措置

施設管理者は、利用当日に、利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求め、(3)に該当する場合は、利用不可とする。なお、利用者が団体の場合は、代表者に参加者全員の情報を取りまとめて保管してもらい、代表者の連絡先等のみ提出してもらっても可とする。

(1) 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）

(2) 利用当日の体温

(3) 利用前2週間における以下の事項の有無

ア 平熱を超える発熱

イ 咳やのどの痛みなど

ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触

キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる

ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と

されている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触

※提出を求めた書面は、個人情報の取扱いに十分注意しながら、

1月以上保存しておくこと。

3 当面の利用制限 【6 / 8 (月) 解除予定】

人数制限及び「茨城県緊急事態措置等の強化・緩和に関する判断指標」(Stage)により、次の項目に該当する者は、当面の間利用不可とする。

- (1) 古河市在住以外の者
- (2) 当日満65歳以上の者
- (3) 基礎疾患がある者(糖尿病、心疾患、呼吸器疾患がある者、透析加療中の者など)
- (4) 免疫抑制状態である者
- (5) 妊娠している者

4 利用者への要求事項

- (1) マスク*を持参し、スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。
- (2) 手洗いは30秒以上かけて、水と石けんでていねいに洗うこと(手指消毒薬の使用も可)。
- (3) 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離はできるだけ2m(最低1m)を確保すること。
- (4) 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- (5) 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。
- (6) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに報告すること。

5 当日の利用受付時の留意事項

施設管理者は、利用当日の受付時に利用者が密になることへの防止や、安全に受付を実施するため、以下に配慮して受付事務を行うこと。

- (1) 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- (2) 発熱や軽度であっても咳やのどの痛みなどなどの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。
- (3) 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮へいすること。
- (4) 利用者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- (5) 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- (6) 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。